

# 大分県報

令和四年  
二月八日（四）

（火曜日）

## 目次

### 監査公表

強姦強姦の公表……………

### ○監査公表

#### 監査委員公表第680号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査した結果を令和4年2月7日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月8日

大分県監査委員	長谷尾雅通
大分県監査委員	長野恭子
大分県監査委員	井上明夫
大分県監査委員	藤田正道

第1 本件請求についての判断  
本件請求を棄却する。

第2 請求に関する事項

- 請求人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は法人等の名称  
大分市中島西2丁目6番10号 特定非営利活動法人おおい市民オンブズマン  
理事長 永井 敬三
- 請求があった日  
本件請求があった日は、令和3年12月8日である。
- 請求の要旨

本件請求に係る請求人の主張事実及び措置要求については、次のとおりである（個人名、補正書による補正内容及び見出し番号を除き、はば原文のまま掲載。事実証明書は省略）。

(1) 請求の趣旨

① 大分県教育委員会の教員不正採用事件

以下は、平成20年度大分県公立学校教員採用選考試験（以下「平成20年度試験」という。）にかかる不正行為である。なお、平成18年度実施の平成19年度大分県公立学校教員採用選考試験にかかる不正行為については省略する。

平成19年度実施の平成20年度試験では、A教育審議監（当時。以下「A」という。）は、40～50人の者から受験者の名前を書いたメモを渡されるなどの方法で便宜を図ってもらいたいとの依頼（いわゆる口利き）を受けた。同人は依頼してきた相手方や依頼の内容を勘案して合格させるべき特定の受験者を選定した。

また、B義務教育課人事班課長補佐（当時。故人、以下「B」という。）に受験者の名前を書いたメモを「頼むよ」と言って渡したり、「試験結果一覧表」の特定の受験者に印をつけて渡すなどして「試験結果一覧表」を改竄するよう指示した。

Bは、Aから前記のような指示を受けた後、C義務教育課人事班副主任（当時。以下「C」という。）に対し、「試験成績一覧表」をもとにAから指示を受けた受験者が合格ラインに達していないときは、指示して点数操作を行わせ、合格ラインに入るよう「試験成績一覧表」を改竄させた。（資料1「求償権に係る検討結果報告書」6頁）

② 教員採用取消処分取消等請求事件

平成20年度試験において、点数の改竄によって合格した者は21名である。（資料2「調査結果報告 平成20年8月29日 大分県教育委員会 教育改革プロジェクトチーム」9頁）

また、これらのうち辞職は15名、採用取り消しは6名であった。（資料3 2008年9月8日付 大分合同新聞朝刊）

採用を取り消された6名のうち、2名が採用取消処分取消等請求訴訟を提起した。

ア 教員採用取消処分取消等請求事件（原告 D）

当時、元原告Dが参加していた勉強会の主宰者であるE大分大学教授（当時）（以下「E」という。）が、平成20年度教員採用試験を受験する予定の同勉強会参加者名を記載したリストを、Aの執務室に持参したことが明らかになってい

<p>る。</p> <p>当時、大分地方裁判所に係属していた同事件の証拠調べにおいて、Eの証言で明らかになり、同裁判所はEの口利きが点数改竄の原因になったと認定した。</p> <p>ところが、大分県教育委員会(以下「県教委」という。)は、違法な採用処分に関わったとして、A及びCに対し、損害賠償金及び遅延損害金など連帯して461万3,150円(資料4～5)の支払いを求める国家賠償法(昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。)上の求償権行使を決めたが、Eには求償しなかつた。</p> <p>しかしながら、Eの口利きが存在したからこそ、違法な採用処分が生じたのであるから、Eには、民法上の共同不法行為に基づき損害賠償責任がある。</p> <p>したがって、平等原則の観点からも、A及びCの2名のみならずEに対しても、連帯して461万3,150円の支払を求めるべきである。</p> <p>イ 教員採用取消処分取消等請求事件(原告 F)</p> <p>教員採用取消処分取消等請求事件(原告 F)においては、「違法な採用取消処分」と判示され、「県教委は、具体的な調査・検討をすることなく本件取消処分をしたものであるから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件取消処分をした」とされたもので、本件違法な採用取消処分に関わった者の故意・重過失はないものとして、県教委としては、求償権を行使しない、と決めた。(資料6 「教員採用取消訴訟に係る求償について」令和2年8月28日、令和2年度第10回教育委員会会議資料)</p> <p>しかし、原告・被告双方とも、同事件に係る口利き等の不正については、まったく主張・立証をしなかつた。</p> <p>結果として、採用取消処分は違法であると判示されたのであるが、裁判所の判断は、当事者間の主張・立証に基づきものであるから、当事者双方の主張・立証が不十分な場合は、それなりの判決に留まるのは仕方のないことである。</p> <p>だれが不正な口利きをしたかを、明らかにすることなく判決は確定したのであるが、県教委が前途ある若者の将来を決定するのに、「具体的な調査・検討をすることなく本件取消処分をした」はずはないものというべきである。</p> <p>口利きの有無は別としても、点数改竄の指示及びその実行があったからこそ、不正採用に至ったのである。</p> <p>したがって、前項アと同様に、少なくともA及びCら2名の関与は否定できないのであるから、損害賠償金及び遅延損害金など元原告に支払われた合計395万</p>	<p>6,277円(資料7～8)についても、同人らに求償すべきである。</p> <p>③ 以上の理由により、貴職に対して以下のア～エの確認及び勧告等を講ずるよう請求する。</p> <p>ア 大分県知事広瀬勝貞は、Eに対して461万3,150円の求償権を有するところ、当該求償権の行使を怠る事実の違法かつ不当が存することを確認する。</p> <p>イ 大分県知事広瀬勝貞に対して、前項アの違法かつ不当の存在を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告する。</p> <p>ウ 大分県知事広瀬勝貞は、A及びC、その他不正な口利きに関与した者に対して395万6,277円の求償権を有するところ、当該求償権の行使を怠る事実の違法かつ不当が存することを確認する。</p> <p>エ 大分県知事広瀬勝貞に対して、前項ウの違法かつ不当の存在を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告する。</p> <p>(2) 付記</p> <p>① 法第242条第7項の規定により、意見陳述の機会を付与することを求める。</p> <p>② 法同条第8項の規定により、県職員等の聴取を行なう場合において、請求人の立会い認めるよう求める。</p> <p>(3) 事実証明書</p> <p>資料1 求償権に係る検討結果報告書 (平成23年7月26日、求償権に係る専門家委員会)</p> <p>資料2 調査結果報告書 (平成20年8月29日 大分県教育委員会 教育行政改革プロジェクトチーム)</p> <p>資料3 大分合同新聞(2008年9月8日付朝刊)</p> <p>資料4 支出負担行為決議書(平成30年8月3日)</p> <p>資料5 支出負担行為決議書(令和元年6月28日)</p> <p>資料6 教員採用取消訴訟に係る求償について (令和2年8月28日、令和2年度第10回教育委員会 会議資料)</p> <p>資料7 支出負担行為決議書(平成30年8月23日)</p> <p>資料8 支出負担行為決議書(平成30年8月3日)</p> <p>(4) 個別外部監査</p> <p>法第252条の43及び「大分県外部監査契約に基づく監査に関する条例」(平成11年3月16日、大分県条例第1号)第3条第5項により、監査委員による監査に代え</p>
---	--

て個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。  
＜理由＞

教育行政改革プロジェクトチーム及び求償権に係る専門委員会等により、検討並びに調査が実施されたが、その報告書からは不正な口利きの実態は読み取ることができなかった。

だが、どのように不正な口利きを行ったかを明らかにしなければ、教育行政改革は遂行しえない。

しかしながら、不正の実態解明のための調査は、法律の専門家でなければ対応が困難である。したがって、監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

#### 4 事実証明書に係る事項

令和3年12月8日に以下の事実証明書が提出された。

資料1 求償権に係る検討結果報告書

(平成23年7月26日 求償権に係る専門家委員会)

資料2 調査結果報告書

(平成20年8月29日 大分県教育委員会 教育行政改革プロジェクトチーム)

資料3 大分合同新聞(2008年9月8日付朝刊)

資料4 支出負担行為決議書(平成30年8月3日)

資料5 支出負担行為決議書(令和元年6月28日)

資料6 教員採用取消訴訟に係る求償について

(令和2年8月28日、令和2年度第10回教育委員会 会議資料)

資料7 支出負担行為決議書(平成30年8月23日)

資料8 支出負担行為決議書(平成30年8月3日)

令和3年12月27日に以下の事実証明書が追加で提出された。

資料9 2020年9月4日付け大分県知事・大分県教育委員会委員長宛ての「教員採用取消訴訟に係る求償権行使について(申入書)」の文書

資料10 2020年9月11日付け県政担当記者・県教委担当記者宛ての「教員採用取消訴訟に係る求償権行使について県教委・知事への申入書に回答がありました」の文書

資料11 2021年12月9日付けの大分合同新聞記事(「賠償負担おかし」オンス

住民監査請求)

資料12 平成21年(行ウ)第4号 教員採用決定取消処分取消等請求事件の平成28年1月14日付けの大分地裁判決文

資料13 平成21年(行ウ)第3号 教員採用決定取消処分取消請求事件・国家賠償請求事件の平成27年2月23日付けの大分地裁判決文等

#### 5 要件審査に関する事項

本件請求は、令和3年12月8日付けで受け付けたが、法定要件を欠いていたので、同月14日付けで補正を求めたところ、同月16日に補正書が提出された。

令和3年12月21日に要件審査を行い、法242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

なお、補正に要した期間(令和3年12月14日及び同月15日の2日間)は、監査及び勧告の制限回数には含まないこととした。

#### 6 個別外部監査契約に基づく監査に付さない理由

請求人は、本件請求について、法252条の43第1項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかし、請求の内容が求償権の行使に関するものであり、その妥当性等について判断を行うに当たり個別外部監査契約に基づく外部の専門的な知識を有する者による監査が特に必要とは認められないことから、個別外部監査契約に基づく監査に付さないことが相当と判断した。

#### 第3 判断の理由

##### 1 監査の実施に関する事項

###### (1) 監査対象事項

以下の①から④までの支出に関する求償権のうち、①及び②についてはEに対する求償権を、③及び④についてはA及びCに対する求償権を監査対象事項とした。

① 平成30年8月3日起票 支出負担行為決議書 決議番号00269 金額4,000,000円

支払内容 教員採用取消処分取消訴訟事件に係る損害賠償金

② 令和元年6月28日起票 支出負担行為決議書 決議番号00205 金額613,150円

支払内容 平成30年(ウ)第420号遅延利息請求事件に係る損害賠償金

③ 平成30年8月23日起票 支出負担行為決議書 決議番号00316 金額3,462,543円

支払内容 教員採用決定取消処分後の給与の未払分に係る遅延損害金

④ 平成30年8月3日起票 支出負担行為決議書 決議番号00270 金額493,734円

支払内容 教員採用取消処分取消訴訟事件に係る損害賠償金

###### (2) 監査対象機関

監査対象部局を大分県教育庁とし、監査対象箇所を同庁教育改革・企画課及び教育人事課とした。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述  
法242条7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和3年12月27日に、追加の証拠の提出及びおおむね次のような内容の陳述をした。

なお、同条8項の規定により、請求人の陳述に関係職員等が立ち会うことを認め

た。  
① 小学校教諭D元原告の採用取消事件が起きたのは、Eの不正な口利きがあったからこそであり、Eには、民法上の共同不法行為に基づき損害賠償責任があることは明らかであった。

② 県教委は、Eにも求償しなければならないところ、すでにA及びCに求償し、Cが全額納付したとされている。

③ 求償しなければならない相手方に求償しなければ、求償権の行使を怠る事実の違法があると言わなければならない。求償すべきEに求償しなかったことは、極めて不当であり、裁量権の逸脱・濫用の違法がある。

④ 県教委は、既にA及びCに対して求償し、Cが全額納付していることから、当該求償決定処分を取消決定をし、その上で、改めて、A及びCにEを加えた3名に対して求償をすべきである。

⑤ 監査委員の皆様には、そのように勧告を出すことを求める。

⑥ 中学校教諭F元原告の事件に係る求償権行使の違法については、国賠法上の違法事由が「違法な採用取消処分」と判示され、「県教委は、具体的な調査・検討をすることなく本件取消処分をしたものであるから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件取消処分をした」とされたもので、本件違法な採用取消処分に関わった者の故意・重過失はないため、求償しない。これが求償しない県教委としての理由付けである。

⑦ しかし、上記引用文中の「本件違法な採用取消処分に関わった者の故意、重過失はない」との判断は正しくない。

F元原告が提起した「平成21年(行ウ)第3号 教員採用決定取消処分取消請求事件」及び「平成23年(行ウ)第5号 国家賠償請求事件」の判決には、「本件違法な採用取消処分に関わった者の故意・重過失はない」などとは判示されていないのであり、県教委独自の判断と言わざるを得ない。

判決の21ページ10行目から16行目に「この前後に、法的な問題点を抽出し、詳細な検討を加えたり、個別具体的な事実関係の調査をしたりしたことはうかがえない。よって、県教委は、事実関係及び法律の解釈について、慎重に調査・検討すべき義務がありながら、これを怠ったというべきである。

オ そうすると、県教委が本件取消処分を行ったことは、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があり、本件取消処分を行ったこと自体、国家賠償法上違法の評価を受けるといえるべきである。」と判示されている。これは、国賠法第1条第1項が適用されることを示しているが、そうであるからといって、求償権について規定された同条第2項が適用されないなどと判示されているわけではない。

すなわち、求償権不行使の判断は、県教委の独自の判断であり、到底受け入れることはできない。

⑧ 2008年度採用試験において、点数の改ざんを指示し、実際に改ざんを実行したのは、それぞれ、A、B、Cであった。D元原告の裁判の結果、県教委はこれら3人のうち、故人であるBを除く、A及びCに対して求償権を行使した。

国賠法第1条第2項「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」が適用されたからに他ならない。自主退職又は採用を取り消された21人の点数は、A及びCらによって改ざんされたのであり、F元原告の点数もAらによって改ざんされたものである。

したがって、F元原告の裁判についても、D元原告の裁判と同様に、県教委は、A及びCに求償権を行使しなければならない。

⑨ そのようなことの勧告を監査委員の皆様には、是非とも出して欲しい。

(4) 関係職員等の陳述  
関係職員等の陳述の聴取を行うこととし、その際に法第242条第8項の規定により請求人が立ち会うことを認めた。

令和3年12月27日に、関係職員等としてG大分県教育庁教育次長が、おおむね次のような内容の陳述をした。

① 教員採用取消訴訟の賠償金等に係る求償については、別に提訴された「求償権住民訴訟」が継続していたことから、求償権行使に関する司法の判断を待っていたが、令和2年7月14日に最高裁判決がなされ、訴訟が終結した。

このため、当該住民訴訟の判決内容も踏まえ、教員採用取消訴訟に係る賠償金等

に対する求償について、令和2年8月28日開催の大分県教育委員会において協議を行った上で、求償権の行使について決定した。

- ② Dの事案については、判決における国賠法上の違法事由が、「違法な採用処分」、平成19年当時のAやBらによる点数改ざん行為に基づき採用と判示され、これらの者に国賠法第1条第2項に規定する「公務員の故意又は重大な過失」があり、同項の規定により求償権が発生するので、これらの者に求償することとした。なお、求償権住民訴訟の最高裁判決により、複数の公務員が共同して故意によって違法に他人に加えた損害については、当該公務員らが連帯して債務を負うものとされたことから、平成19年当時に「違法な採用処分」に関わったA及びC（なお、Bは既に死亡し、相続人が相続を放棄）の両名に対し、連帯して461万3,150円、損害賠償金400万円と遅延損害金61万3,150円の合計の支払を求めるとした。
- ③ その結果、令和3年2月15日にCから461万3,150円全額が納付された。
- ④ 請求人は、「Eには、民法上の共同不法行為に基づき損害賠償責任がある。平等原則の観点からも、Eに対しても支払を求めらるべきである。」と主張しているが、既に求償権を行使し、Cから全額が納付されている。
- ⑤ Fの事案については、判決における国賠法上の違法事由が「違法な採用処分」と判示された。
- 国賠法は、国又は公共団体がその公務員に対して求償権を有するのは「公務員に故意又は重大な過失があったとき」と規定している。
- 判決では、「県教委は、具体的な調査・検討をすることなく本件取消処分をしたものであるから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件取消処分をした」とされており、本件取消処分に関わった者の故意・重過失はなく、求償権は発生しないことから、求償をしないこととした。
- ⑥ 請求人は、「口利きの有無は別として、点数改ざんの指示及びその実行があったからこそ不正採用に至ったものであり、少なくともA及びCの関与は否定できないのであるから、同人らに求償すべき。」と主張しているが、国賠法に係る判示では、損害賠償は県教委による「調査・検討義務違反をした本件取消処分によって」生じたものとされており、「本件採用処分」によって生じたものとはされていない。
- ⑦ 本件取消処分にA及びCは関与していないことから、同人らに対する求償権は発生しないものと考えている。
- ⑧ 以上、本件求償権の行使に違法ないし不当な点はなく、求償権の行使を怠るよう

な事実はなく、本件請求は、棄却されるべきものと考えている。

(5) 監査の実施に関する事項

令和4年1月7日に職員監査を実施し、同月18日に委員監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 確認した事実

監査の結果、次の事項を確認した。

① 本件求償権に係る事実関係の確認

ア 求償権の存否及び内容

(イ) 1(1)①に係る求償権の存否及び内容 (D関係)

最高裁判所平成29年(行ツ)第297号及び同年(行ヒ)第342号の平成30年6月28日付け最高裁決定による確定判決に基づき、同年8月10日に県からDに支払われた損害賠償金400万円に係る支出である。

最高裁判所平成31年(行ヒ)第40号求償権行使懈怠違法確認等請求及び共同訴訟参加事件の令和2年7月14日付け判決(以下「平成31年(行ヒ)第40号求償権行使懈怠違法確認等請求上告事件最高裁判決」という。)により、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体にに対し、連帯して国家賠償法1条2項による求償債務を負うものと解すべきである。なぜならば、上記の場合には、当該公務員らは、国又は公共団体にに対する関係において一体を成すものというべきであ」と判示されたことから、県は、損害賠償金400万円に関し、既に死亡し相続人が相続放棄しているBを除く、A及びCに対する求償権を有する。

(イ) 1(1)②に係る求償権の存否及び内容 (D関係)

大分地方裁判所平成30年(ワ)第420号遅延利息請求事件の令和元年6月28日付け判決が同年7月13日に確定したことに伴い、当該判決に基づき、同月17日に、県からDに支払われた損害賠償金400万円に係る遅延損害金61万3,150円に係る支出である。

本件支出に関しても、平成31年(行ヒ)第40号求償権行使懈怠違法確認等請求上告事件最高裁判決により、県は、既に死亡し相続人が相続放棄しているBを除く、A及びCに対する求償権を有する。

(ウ) 1(1)③に係る求償権の存否及び内容 (F関係)

最高裁判所平成28年（行ツ）第413号及び（行ヒ）第492号の平成30年6月28日付け最高裁決定による確定判決に基づき、同年8月31日に、県からFに支払われた臨時講師等としての給与と正規職員としての給与との差額に係る遅延損害金346万2,543円に係る支出である。

判決の中では、県が違法な採用処分又は採用取消処分を行った者への求償権を有するという具体的な判示はなかった。

- (エ) 1(1)④に係る求償権の存否及び内容（F関係）  
最高裁判所平成28年（行ツ）第413号及び（行ヒ）第492号の平成30年6月28日付け最高裁決定による確定判決に基づき、同年8月10日に、県からFに支払われた損害賠償金33万円及びその遅延損害金16万3,734円の計49万3,734円に係る支出である。

判決の中では、県が違法な採用処分又は採用取消処分を行った者への求償権を有するという具体的な判示はなかった。

- ② 本件求償権の行使を怠る事実の有無  
ア 求償権行使の状況

- (ア) 1(1)①及び1(1)②に係る求償権行使の状況（D関係）  
求償権に関する事務は、財産の管理に関する事務であることから、知事の権限に係る事務である。法180条の2及び委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和43年大分県訓令甲第12号）第2条に基づき、大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が行うこととされている。本件支出に係る求償については、教員採用選考不正採用事件という教育委員会の権限に属する事務に係る内容であることから、県教育長は、令和2年8月28日に開催した令和2年度第10回大分県教育委員会において、教育委員に協議した上で、求償対象者及び求償額について、以下のとおり決定した。

平成19年度当時に「違法な採用処分」に関わったA及びCに対し、連帯して461万3,150円の支払を求める。

その後A及びCと交渉を行い、大分県教育庁教育人事課長は、令和3年2月15日にC宛てに同年3月2日を納入期限とする納入通知書を発行した。

- (イ) 1(1)③及び1(1)④に係る求償権行使の状況（F関係）  
教員採用選考不正採用事件という県教委の権限に属する事務に係る内容であることから、(ア)と同様に令和2年8月28日に開催した大分県教育委員会において求償権の行使について協議した上で、同日付けで県の求償権行使について、

以下のとおり県教育長が決定した。

本件違法な採用取消処分に関わった者の故意・重過失はないため、求償しない。

なお、A及びCについては、違法な採用取消処分の決裁には関わっていないことがあった。

- イ 入金状況など  
1(1)①及び1(1)②に係る求償権行使に係る入金の状況（D関係）については、令和3年2月15日にCから全額の納付を受け、県は損害を回復済みであった。

- (2) 請求の要旨に関する監査対象機関の説明

- ① 大分県教育委員会の教員不正採用事件について  
ア 事実関係について（D関係）

D関係の事案の概要については、Dが提起した訴訟（以下「本件訴訟（D関係）」という。）に係る平成28年1月14日大分地方裁判所判決及び平成29年6月5日福岡高等裁判所判決が認定したとおりである。  
ただし、Eは、口利きの事実を否定している。

- イ 事実関係について（F関係）

F関係の事案の概要については、Fが提起した訴訟（以下「本件訴訟（F関係）」という。）に係る平成27年2月23日大分地方裁判所判決及び平成28年9月5日福岡高等裁判所判決が認定したとおりである。

- ウ 損害賠償等の支払について（D関係）

(ア) 県は、平成30年6月28日最高裁判所決定（D関係）による本件訴訟（D関係）の確定判決に基づき、同年8月10日に、Dに対し、同判決が支払を命じた損害賠償金400万円を支払った。

(イ) Dは、前記(ア)の損害賠償金400万円に係る遅延損害金を請求していなかったとして、平成30年10月11日に、本件訴訟（D関係）の損害賠償金400万円に係る遅延損害金の支払を求める訴訟を提訴した。

県は、同訴訟の令和元年6月28日大分地方裁判所判決（同年7月13日確定）に基づき、同月17日に、Dに対し、同判決が支払を命じた本件訴訟（D関係）損害賠償金400万円に係る遅延損害金61万3,150円を支払った。

- エ 損害賠償等の支払について（F関係）

(ア) 県は、平成30年6月28日の最高裁判所決定（F関係）による本件訴訟（F関係）の確定判決に基づき、同年8月10日に、Fに対し、同判決が支払を命じた

損害賠償金33万円及びその遅延損害金の計49万3,734円を支払った。

(イ) とところで、本件訴訟（F関係）の判決では、県がFの正規教員としての採用決定を取り消したことは違法であるとして、採用取消決定を取り消した。

これによりFは、取消処分前の身分を遡及して回復したので、県には、遡及的に、取消前の正規教員としての給与の支払義務が生じた。あわせて、正規職員としての給与の支給期日以降の遅延損害金についても支払義務を生じた。

なお、Fは、平成20年9月9日以降、臨時講師として採用されており、県は、Fに対し、臨時講師としての給与を支払っていた。

そこで、県は、平成30年8月31日に、Fに対し、平成20年9月以降平成30年7月までの間における臨時講師等として現に支払った給与と正規職員として支払うべき給与との差額と、その遅延損害金346万2,543円を支払った。

② 教員採用取消処分取消等請求事件について

ア 本件訴訟（D関係）について

(ア) 本件訴訟（D関係）の判示は、次のとおりである。

a 本件採用処分（平成29年6月5日福岡高裁判決、「第3 当裁判所の判断」）  
2 本件取消処分の違法性の有無について「(2) 本件採用処分の瑕疵の有無（争点(1)）について」「イ 本件への当てはめ」

「本件採用処分は、大幅に改ざんされた上記点数に基づいて行われたものであり、かつ、改ざんがなければ、改ざん前の点数及びこれに基づく順位が合格水準に達していなかった一審原告について本件採用処分がされることはなかつたのであるから、本件採用処分は事実の基礎を欠く違法なものであり、瑕疵があるというべきである。」

b 国家賠償請求の可否及び内容

(a) 平成29年6月5日福岡高裁判決（「第3 当裁判所の判断」）  
「3 国家賠償請求の可否及び内容」(1)

「本件取消処分は適法であるが、本件採用処分については、公務員の故意又は過失による地公法15条に反する違法な行政処分といえるから、一審原告が、一審被告に対して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求ができること、一審原告の慰謝料は350万円、弁護士費用として50万円が相当であることは、原判決の「事実及び理由」の第3の5に記載のとおりであるから、これを引用する。」

(注) 「第3の5」とあるのは、「第4の5」の誤りである（地裁判決で

は、第3は「争点に対する当事者の主張」であり、第3の5はない。第4の5は、下記(b)のとおり。）。

(b) 平成28年1月14日大分地裁判決（「第4 当裁判所の判断」）  
「5 争点

(3) (国家賠償請求の可否及び内容) について」(1)

「上記判示によれば、本件取消処分が違法であるとは認め難いが、取り消された本件採用処分は、AやBらによる改ざん行為に基づいており、公務員の故意又は少なくとも過失による、地公法15条に反する行政処分であることは明らかである（原告は、本件採用処分の違法による国家賠償請求も主張している（原告の第13準備書面の第3）。）」

(イ) 前記(ア)のとおり、本件訴訟（D関係）では、Dを採用したことが違法であると認定された。違法な採用は、A、B及びCによる点数改ざんによってなされており、これらの者には、国賠法1条1項に規定する「公務員に故意又は過失があつた」と認定されている。

(ウ) そこで県は、これらの者に国賠法1条2項に規定する「公務員に故意又は重大な過失があつた」のであり、同項の規定により求償権が発生するので、これらの者に対して、連帯して、本件訴訟（D関係）の損害賠償金及びその遅延損害金の計461万3,150円を求償することとした（本件事実証明書資料6）。なお、これらの者のうち、Bは、既に死亡しており、相続人が相続放棄しているので、求償し得ない。

(エ) その結果、令和3年2月15日に、Cが、上記求償額の計461万3,150円を県に納付した。

(オ) 以上のとおり、本件住民監査請求の請求人（以下「請求人」という。）が行使を求める本件訴訟（D関係）の損害賠償金及びその遅延損害金に係る求償権の計461万3,150円については、県は既に求償権を行使しており、納付済みである。

県は損害を回復済みであり、請求人主張の求償権を有しない。

イ 本件訴訟（F関係）について

(ア) 本件訴訟（F関係）の判示は、次のとおりである（平成28年9月5日福岡高裁判決）。

a 本件採用決定及び本件取消処分に係る判示

(a) 本件採用決定（「第3 当裁判所の判断」）  
「2 本件取消処分の違法性の有無について」(3) 小括」

「本件採用決定は、平成20年度試験における被控訴人の本来の得点及びこれに基づき順位が平成20年度試験の合格水準に達していなかったという点において、客観的・事後的にみれば、地方公務員法及び教育公務員特例法の要請する成績主義又は能力実証主義の趣旨に反するものであったといふことができ、行政処分の適法性及び目的性を回復する観点から本件採用決定を取り消す必要性が生じているものと認められる。」

(b) 本件取消処分（上記(a)の続き）

「しかし、他方において、本件採用決定が被控訴人の同意を要する授益的行政処分であつて、被控訴人はその存続及び適法性について信頼を寄せていたものといふことができ、かつ、被控訴人は、平成20年度試験の加点操作について何ら関与しておらず、被控訴人の上記信頼は法的にみて保護に値するものといふことができ、そのような本件採用決定に対する被控訴人の信頼を保護するため本件採用決定の取消しを制限する必要性も生じているものと認められる。以上のほか、前記(2)説示の事情を総合考慮すると、本件取消処分によつて生ずる不利益と、取消しをしないことによつて本件採用決定に基づき既に生じた効果をそのまま維持することとの不利益とを比較考量するも、本件採用決定を維持することが公共の福祉に照らして著しく不当であるとは認めることができない。」

したがつて、県教委のした本件取消処分は違法である。」

b 損害賠償に係る判示

(a) 本件取消処分に係る国賠法1条1項の賠償義務の有無（「第3 当裁判所の判断」 「3 争点(3)（本件取消処分等の国家賠償法1条1項の要件該当性）」について） 「(1) 本件取消処分の国家賠償法1条1項の要件該当性について」 「イ 本件へあてはめ」(エ)

「県教委は、地方公務員法15条に違反した採用につき、個別具体的な事情を考慮することなく取り消すことができるの考えのもと（…）、…、平成20年度試験における被控訴人の得点に加点がされたことにつき被控訴人側の関与があつたかどうかなどの具体的事情を調査・検討することなく本件取消処分をしたものであるから、職務上通常尽くすべき上記の注意義務を尽くすことなく漫然と本件取消処分をしたものとして、国家賠償法1条1項にいう違法の評価を受けるものといふべきである。」

「行政処分の職権による取消しの可否に関して、本件取消処分当時、当該

行政処分を取り消すことによる利益と不利益とを具体的に比較考量することなく、行政処分が違法又は不当であることを理由に無条件で取り消すことができるとの見解は存在しておらず、また、地方公務員法15条に違反する採用行為の取消しの可否に関しても、個別具体的な事情を考慮することなく地方公務員法15条に違反することのみを理由として取り消すことができることを明言した見解は見当たらないから、県教委が本件取消処分をしたことについては、国家賠償法1条1項にいう過失もあつたものと認められる。

以上によれば、本件取消処分は国家賠償法1条1項の要件に該当するから、控訴人は、本件取消処分によつて被控訴人に生じた損害を賠償する責任を負う。」

(b) 損害額（「第3 当裁判所の判断」 「4 争点(4)（損害額）」について）

i 感謝料

「被控訴人は、本件採用決定により大分県大分市公立学校教員に任命されていたものであり、本件採用決定に際して行われた平成20年度試験の加点操作については関与しておらず、本件採用決定の存続及び適法性について法的保護に値する信頼を有していたものといえるところ、本件取消処分により、教員としての地位を失い臨時講師として勤務することを余儀なくされ、改めて教員採用試験の受験を強いられるなど、違法な本件取消処分によつて被控訴人が被つた社会的・経済的不利益及びこれに伴う精神的苦痛は相当なものがあつたといえる。他方、平成20年度試験における被控訴人の本来の得点及びこれに基づき順位は平成20年度試験の合格水準に達していなかったものであり、本件採用決定は、客観的・事後的にみれば、地方公務員法及び教育公務員特例法の要請する成績主義又は能力実証主義の趣旨に反するものであつたといえる。以上のほか本件で顕れた一切の事情を考慮すると、被控訴人が本件取消処分によつて被つた精神的苦痛に対する感謝料の額は30万円が相当と認められる。」

ii 弁護士費用相当額

「被控訴人がその権利実現のため訴訟の提起及び追行を弁護士に委任したことは、当裁判所に顕著な事実であるところ、本件事案の内容、審理経過、立証活動の難易、認容額その他弁論に表れた諸般の事情を考慮

すると、被控訴人が本件訴訟の追行に要した弁護士費用のうち本件事故と相当因果関係のある損害は、3万円が相当と認める。」

iii 以上合計 33万円

(4) 前記(ア)のとおり、本件訴訟（F関係）では、Fの採用を取り消したことが違法であるとして認定された。違法な採用取消しは、県教委が、点数改ざんについて、F側が関与したかどうかの具体的調査・検討を尽くすことなく行われており、県教委には国賠法1条1項にいう過失があると判断されている。

(ウ) 本件訴訟（F関係）では、慰謝料として30万円及び弁護士費用として3万円の支払が命じられているが、これも違法な採用取消しを理由として支払を命じている。

(エ) 以上を踏まえて、Fに支払われた本件訴訟（F関係）の損害賠償金及びその遅延損害金の求償権の有無について検討すると、前記のとおり損害賠償金及び遅延損害金は、具体的事情を調査・検討することなく行なった「違法な本件取消処分によって」生じたものとされている。

請求人は、少なくともA及びCの2名の関与は否定できないから同人らに求償すべきと主張しているが、県が支払ったのは違法な採用取消しによる損害であり、点数改ざんによる損害ではない。

損害の発生原因が異なるのであり、県は、A及びCに対する求償権を有していない。

(オ) 念のため指摘すると、県教委は、平成20年当時において可能な範囲での調査検討を行ってFの採用を取り消したのであり、採用取消しに関与した当時の県教委の職員に、国賠法1条2項に規定する故意又は重大な過失があったとは認められない。本件訴訟（F関係）でも、本件取消処分を行うについて、故意又は重大な過失があったとは判断されていない。

(カ) また、県がFに支払った金員のうち、給与及びその遅延損害金については、Fによる教員としての労働の対価である。本来、県が支払うべきものであって、第三者に求償できる性質のものでもない。

(キ) とところで、請求人は、原告・被告双方とも、同事件に係る口利き等の不正について、全く主張・立証をせず、結果として、本件取消処分は違法であると押しされたなどと述べる。

しかし、そもそも前記のとおり口利きがされたかどうかではなく、「違法な取消処分によって生じたもの」とされている。

### ③ 請求の趣旨③について

ア アについて

既に求償権を行使しており、納付済みであって、求償権の行使を怠る事実はない。

イ イについて

上記アのとおり。

ウ ウについて

県が支払ったのは違法な採用取消しによる損害であり、点数改ざんによる損害ではない。

県は、A及びCに対し、違法な採用取消しに係る損害について、求償権を有していない。

また、口利きがされたかどうかではなく、「違法な取消処分によって生じたもの」とされている。

本件訴訟（F関係）に関しては、求償権は発生し得ないので、当該求償権の行使を怠る事実はない。

エ エについて

上記ウのとおり。

### (3) 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、本件請求について、合議により次のように判断する。

#### ① Eに対する求償権について

本件において請求人は、県がEに対して461万3,150円の求償権を有することを前提に、当該求償権の行使を怠る事実の違法かつ不当が存することの確認を求めるとともに是正に必要な措置を講ずることを求めている。

ところで、県が支出した461万3,150円は国家賠償請求を認容する確定判決に基づいて県からDに支払われた損害賠償金400万円及びこれに対する遅延損害金61万3,150円であるところ、同判決は、Dに対する採用処分が公務員の故意又は過失による地方公務員法15条に反する違法な行政処分であることを理由としたものである。

国賠法1条2項は、国又は公共団体が同条1項により賠償した場合において、公務員に故意又は重過失があったときはその公務員に対して求償権を有すると規定するところ、平成31年（行ヒ）第40号求償権行使懈怠違法確認等請求上告事件最高裁

判決は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、連帯して国賠法1条2項による求償債務を負うものと解すべきと判示した。

そのため、県は、違法な採用処分に関わったA及びCに対し、連帯して461万3,150円の支払を求め、令和3年2月15日にCからその全額の納付を受けたものである。

したがって、Dに対する違法な採用処分による国家賠償について、県はこれに関わった公務員からその全額の支払を受けており、さらに求償権を有することはない。

よって、県はEに対して461万3,150円の求償権を有しないのであるから、請求人の前記請求は理由がない。

- ② A及びCに対する求償権について  
本件において請求人は、県がA及びCに対して395万6,277円の求償権を有することを前提に、当該求償権の行使を怠る事実の違法かつ不当が存することの確認を求めるとともに是正に必要な措置を講ずることを求めている。

ところで、県が支出した395万6,277円はFに対する教員採用決定取消処分の取消しを認容する確定判決に基づいて、県からFに支払われた臨時講師等としての給与と正規職員としての給与の差額に係る遅延損害金等であり、同判決は、Fに対する採用取消処分が違法であることを理由に採用取消処分の取消請求及び国家賠償請求を認容したものである。

A及びCはいずれもFに対する採用取消処分に関与していないのであり、A及びCに対して違法な採用取消処分に関する国賠法1条2項による求償権を有するとはいえない。

なお、請求人は「不正な口利きに関与した者」に対する求償も求めているが、求償権の対象が誰であるか特定されておらず、また、いずれにしてもFに対する採用取消処分への関与は認められない。

よって、県はA及びCに対して395万6,277円の求償権を有しないのであるから、請求人の前記請求は理由がない。

③ 結論

以上のとおり、県が違法又は不当に求償権の行使を怠る事実が存在しないと認められるから、本件請求は理由がないと判断する。